

令和2年那審第11号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官山本哲也出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年1月24日07時15分

沖縄県鳥島漁港南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 2.66トン

登 録 長 8.13メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 66キロワット

3 事実の経過

(1) 構造

Aは、昭和54年1月に進水したFRP製漁船で、船体中央に後方が開放された操舵室を設け、同室中央に操舵輪、その前方に魚群探知機、GPSプロッター、機関監視盤がそれぞれ取り付けられていたものの自動操舵装置は設置されておらず、操舵輪の下方から機関室に入出りできるようになっていた。

(2) 鳥島漁港周辺の状況

鳥島漁港は、沖縄県久米島南西岸に位置し、同漁港南東方に同県兼城港、さらに南東方に同県儀間漁港があり、鳥島漁港南方沖合には西干瀬、兼城港南方沖合には中干瀬、儀間漁港南方沖合には大干瀬などのさんご礁脈が延びており、これら港から出航する際は、各干瀬間のさんご礁脈の切れ目を航過して沖合に出る必要があった。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和2年1月24日07時01分儀間漁港を発し、久米島北西方沖合の漁場に向かった。

ところで、a受審人は、約60年間漁業に従事し、儀間漁港を基地として、久米島北西方沖合の漁場で日帰りの操業を繰り返していたことから、西干瀬、中干瀬等のさんご礁脈など周辺海域の状況は熟知していた。

また、a受審人は、前日、軸封装置のグランドパッキンから海水が漏れていること認め、漏水を止めるため、同パッキンの締め付けナットを増し締めしていた。

a受審人は、07時05分鳥島港南防波堤灯台から143度（真方位、以下同じ。）1.05海里の地点で、針路を252度に定

めて発進し、6.0ノットの速力（対地速力，以下同じ。）として、操舵輪の後方に立ち、手動操舵によって進行し、中干瀬と大干瀬間を航過した。

a 受審人は、07時08分半鳥島港南防波堤灯台から163度1,820メートルの地点で、軸封装置の状態を確認するため、機関室を覗いたところ、同装置から白煙が発生していたので、締め付けナットを締め過ぎたと考え、機関室に入り同ナットを緩める作業を開始した。

a 受審人は、操舵輪から手を離したので、風浪の影響を受けて緩やかに右旋回を始め、07時12分鳥島港南防波堤灯台から177度1,620メートルの地点で船首が303度を向いていたとき、鳥島漁港南方沖合の西干瀬の浅所に向かって接近する状況であったが、締め付けナットを調整することに気をとられ、GPSプロッターを見るなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、その後も緩やかに右旋回しながら続航し、07時15分鳥島港南防波堤灯台から193度1,240メートルの地点において、Aは、338度を向いたとき、原速力のまま、鳥島漁港南方沖合の西干瀬の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の西北西風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好で、薄明時刻の始まりは06時47分、日出時刻は07時17分であった。

乗揚の結果、左舷船底に破口を、プロペラ翼及び同軸並びに舵板にそれぞれ曲損を生じ、僚船にえい航されて儀間漁港に回航後、廃船処分された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、日出前の薄明時、鳥島漁港南方沖合において、漁場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、同漁港南方沖合の西干瀬に向かって緩やかに右旋回しながら進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、日出前の薄明時、鳥島漁港南方沖合において、漁場に向けて航行する場合、同漁港南方沖合にはさんご礁脈が存在していたのだから、乗り揚げることのないよう、GPSプロッターを見るなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、軸封装置の締め付けナットを調整することに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、鳥島漁港南方沖合の西干瀬に向かって緩やかに右旋回しながら進行し、乗り揚げる事態を招き、船体等に損傷を生じさせ、廃船させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 3 年 1 月 1 9 日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 大 北 直 明